

市民意見 No.29

市民・30代・事務・フォーム

以下に、これまでの意見と修正済みの表現（特に「5. 制定経緯と政治的パフォーマンス性の印象」）を含めて、統合・再構成した最新版の意見全文をお示しします。

形式やトーンは、公的な意見提出にふさわしい丁寧で明確な表現としています。

#### 石垣市自治基本条例の廃止を求める意見

石垣市自治基本条例（平成 22 年施行）は、制定から一定の年月が経過し、今般、見直しの時期を迎えております。これにあたり、以下の理由により、本条例は不要であり、廃止されるべきと強く意見申し上げます。

#### 1. 沖縄県内における極めて限定期的な存在

- 沖縄県内で自治基本条例またはまちづくり基本条例を持つ市町村は、以下のわずか 4 団体にとどまります（令和 6 年現在）：
  1. 石垣市（平成 22 年施行）※唯一の「市」
  2. 読谷村（平成 26 年施行）
  3. 西原町（平成 24 年施行）
  4. 南風原町（平成 26 年施行）
- 県内 41 市町村中、条例を持つのはわずか約 10% であり、石垣市が市として唯一の制定例です。きわめて例外的な存在であるといえます。

#### 2. 全国的にも一般的とは言い難い制度

- 自治基本条例を制定している自治体は、全国 1,700 を超える市町村のうち約 400 団体（約 23%）程度にとどまっています。
- また、その多くは長野県・北海道・兵庫県など特定地域に偏在しており、全国的に一般化された制度とは言い難いのが現状です。

#### 3. 理念先行で市民メリットが不正確

- 自治基本条例は「地方自治の憲法」と称されることもありますが、これはあくまで比喩であり、他の条例と法的効力が異なるわけではありません。
- 条文には「平和活動の推進」「国際社会との連携」など、市の実務範囲を超えた抽象的・理念的内容も多く、住民福祉や生活インフラといった市政の基本的課題との接点が不明瞭です。
- また、本条例において「市民」は「市内に住所を有する人」と定義されており（第 2 条）、外国人を含むすべての住民を対象とする表現が見られます。これは市の責任と裁量の範囲を超える懸念があります。

#### 4. 代替可能な制度が既に存在

- 情報公開や市民参加、行政の透明性は、「情報公開条例」「行政手続条例」「意見公募制度（パブリック

コメント)」など、既存の法令・制度で十分担保されています。

- あえて自治基本条例を別建てで残し続ける必要性は乏しく、内容の重複や形骸化が進む恐れがあります。

## 5. 制定経緯と政治的パフォーマンス性の印象

- 石垣市自治基本条例は、平成 21 年に制定され、翌年施行されました。
- 制定当時の議論の進め方や条例の理念的構成から、市民の生活課題への具体的対応というよりも、理念の掲示や形式的な市民参加が優先されていた印象があるという指摘もあります。
- そのため、政治的パフォーマンス性を感じさせる要素があったのではないかと懸念する声も一部に存在します。
- このような背景を持つ条例を今後も維持することに、改めて合理性があるのか、丁寧な再検討が必要です。

## 6. 運用コストと行政負担の実情

- 条例の運用や見直し、審議会の開催、パブリックコメントの実施には、行政職員の負担と一定の事務経費が発生します。
- 限られた人的・財政的資源を、教育、子育て、高齢者福祉、防災対策など、市民生活に直結する施策に優先的に充てるべきです。

## 7. 条例の具体的成果が検証されていない

- 本条例は「5 年ごとに見直す」ことが定められています（第 43 条）が、これまでに条例による実質的な成果が明確に検証された形跡は見受けられません。
- 効果が見えない制度を継続するよりも、廃止を含めた根本的見直しが求められます。

## 8. 市民の関心・認知度の著しい低さ

- 本条例の存在や内容を把握している市民は少なく、自治体側からの周知や説明も十分ではなかったと考えられます。
- 市民が内容を理解せず、活用もされていない条例を形式的に維持することが、果たして「市民自治」の実現につながっているのか、深く疑問です。

### 【結び】

本条例の廃止は、決して「自治の放棄」ではありません。

むしろ、真に市民に資する制度・施策に資源と力を集中させるための前向きな決断です。

条例の理念や理想に縛られ続けるのではなく、現実に即した実効性のある市政運営へと一步踏み出すためにも、この機会に、条例の廃止を含む抜本的な見直しをご検討いただきたく強く要望いたします。